

横浜市一般廃棄物処理基本計画の修正について

パブリックコメントでいただいた御意見や自治会町内会からいただいた御意見等を踏まえ、横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）を修正し、原案を作成しました。

1 原案を修正した主な項目

	原案の該当頁と修正箇所	修正前（素案）	修正後（原案）																											
1	11 頁 2 計画目標等 (3) 計画目標 ア ごみ減量から始めよう脱温暖化 温室効果ガスの削減目標	平成 37(2025)年度までの目標値：50%以上 (約 11 万トン・CO ₂) 平成 25(2013)年度までの目標値：10%以上 (約 2 万トン・CO ₂)	平成 37(2025)年度までの目標値： 50%以上 (約 14 万トン・CO₂) 平成 25(2013)年度までの目標値： 10%以上 (約 3 万トン・CO₂)																											
2	12 頁 【温室効果ガスの削減】のグラフと表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">修正前（素案）</td> <td rowspan="2">温室効果ガス排出量 (トン・CO₂)</td> <td>現状 平成21年度 (2009年度)</td> <td>中期4か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)</td> <td>計画最終年度 平成37年度 (2025年度)</td> </tr> <tr> <td>21.4万</td> <td>19.2万</td> <td>10.7万</td> </tr> <tr> <td colspan="2">横浜市役所地球温暖化防止実行計画に基づく算定方法による温室効果ガス排出量</td> <td>28.8万</td> <td>25.9万</td> <td>15.5万</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">修正後（原案）</td> <td rowspan="2">温室効果ガス排出量 (トン・CO₂)</td> <td>現状 平成21年度 (2009年度)</td> <td>中期4か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)</td> <td>計画最終年度 平成37年度 (2025年度)</td> </tr> <tr> <td><u>28.2万</u></td> <td><u>25.3万</u></td> <td><u>14.1万</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度の算定方式による温室効果ガス排出量</td> <td><u>35.4万</u></td> <td><u>31.9万</u></td> <td><u>18.7万</u></td> </tr> </table>			修正前（素案）	温室効果ガス排出量 (トン・CO ₂)	現状 平成21年度 (2009年度)	中期4か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)	計画最終年度 平成37年度 (2025年度)	21.4万	19.2万	10.7万	横浜市役所地球温暖化防止実行計画に基づく算定方法による温室効果ガス排出量		28.8万	25.9万	15.5万	修正後（原案）	温室効果ガス排出量 (トン・CO ₂)	現状 平成21年度 (2009年度)	中期4か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)	計画最終年度 平成37年度 (2025年度)	<u>28.2万</u>	<u>25.3万</u>	<u>14.1万</u>	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度の算定方式による温室効果ガス排出量		<u>35.4万</u>	<u>31.9万</u>	<u>18.7万</u>
修正前（素案）	温室効果ガス排出量 (トン・CO ₂)	現状 平成21年度 (2009年度)	中期4か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)	計画最終年度 平成37年度 (2025年度)																										
		21.4万	19.2万	10.7万																										
横浜市役所地球温暖化防止実行計画に基づく算定方法による温室効果ガス排出量		28.8万	25.9万	15.5万																										
修正後（原案）	温室効果ガス排出量 (トン・CO ₂)	現状 平成21年度 (2009年度)	中期4か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)	計画最終年度 平成37年度 (2025年度)																										
		<u>28.2万</u>	<u>25.3万</u>	<u>14.1万</u>																										
地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度の算定方式による温室効果ガス排出量		<u>35.4万</u>	<u>31.9万</u>	<u>18.7万</u>																										
3	14 頁 2 計画目標等 (3) 計画目標	—	計画目標をくわしく説明したコラム を追加。																											
4	18 頁 4 市民・事業者・行政の役割 (2) 事業者 (具体的取組) 4 ポツ目	・自らが製造した製品 やサービス提供に伴う 物品の使用・廃棄時に おいて、リユースやリ サイクル、適正処理が 行われるよう関心を払 い、一定の役割を担い ます。	・ 拡大生産者責任の考え方に基づき 、 自らが製造した製品やサービス提供 に伴う物品の使用・廃棄時において、 リユースやリサイクル、適正処理が 行われるよう関心を払い、一定の役 割を担います。																											

	原案の該当頁と修正箇所	修正前（素案）	修正後（原案）
5	21 頁 5 基本計画で取り組む具体的施策 (1) 環境学習・普及啓発 ■地域に密着した情報発信等	・リサイクルコミュニティセンターのあり方の検討	・リサイクル施設の見直し
6	31～32 頁 5 基本計画で取り組む具体的施策 (5) ごみの処理・処分 ■運営の効率化	—	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業に、以下の記述を追記。 ・みなとみらい 21 地区管路収集： 今後の方向性の最終的な判断

<参考> 自治会町内会からの意見について（平成 22 年 11 月 30 日現在）

(1) 資料の配付・提出方法

各区の連合町内会長会を通じて、各単位自治会・町内会長あて送付し、記入用紙を郵送で提出

(2) 提出の状況

提出者数 1,212 人

(3) 主な意見（要約）

- 広報の充実（大きな文字、転入者や外国人への周知など）
- 分別指導の徹底等（単身者、学生、集合住宅、自治会・町内会の未加入者、通りかかりの通行人）
- 戸別収集と家庭ごみ収集の有料化の検討・実施
- 3R を推進するため、企業努力を求める意見
- 不法投棄やポイ捨てへの対策強化

2 今後のスケジュール（予定）

- 平成 23 年 1 月 計画策定、告示

横浜市一般廃棄物処理基本計画 (原案)

平成 22 年 12 月

横 浜 市

横浜市一般廃棄物処理基本計画（原案）

目 次

1	計画策定の考え方	1
	（1）計画策定の趣旨	1
	（2）計画の位置付け	1
2	ごみ処理の現状と課題	2
	（1）ごみ量とごみ組成	2
	（2）家庭系ごみ・事業系ごみ対策	5
	（3）処理体制	5
	（4）ごみ処理における環境負荷の低減	7
	（5）市の財政状況とごみ処理経費	7
	<ごみ処理基本計画>	8
1	基本理念	9
2	計画目標等	10
	（1）計画期間	10
	（2）横浜の未来（廃棄物行政における将来ビジョン）	10
	（3）計画目標	11
3	基本理念を支える5つの基本方向	15
4	市民・事業者・行政の役割	17
5	基本計画で取り組む具体的施策	19
	（1）環境学習・普及啓発	20
	（2）リデュース（発生抑制）の推進	23
	（3）家庭系ごみ対策	24
	（4）事業系ごみ対策	28
	（5）ごみの処理・処分	30
	（6）きれいなまちづくり	33
	<し尿等処理基本計画>	34

1 計画策定の考え方

（1）計画策定の趣旨

未来を担う子供たちに美しい地球環境・豊かな都市環境を引き継ぐためには、廃棄物対策として、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）（以下、それぞれの頭文字の“R”を取り「3R」という。）を進めることで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に取り組む必要があります。

本市では、平成15年1月策定の一般廃棄物処理基本計画（以下「横浜G30プラン」という。）に基づき、焼却・埋立処分中心の廃棄物対策からの転換を図ることとし、3R、とりわけ分別・リサイクルを進めた結果、市民・事業者の協力により、燃やすごみの大幅な削減や、これに伴う温室効果ガス排出量の減少、焼却工場の廃止や処分場の延命化などの成果をあげることができました。さらに、分別をきっかけとして、市民・事業者による地域で独自の、あるいは業界団体等としての自主的なごみ減量・リサイクル行動の実践も見られるようになりました。

分別・リサイクルが市民・事業者の間に一定程度定着した今日、循環型社会の実現を確固たるものにするためには、ごみの発生そのものを抑制するリデュースの取組を一層進める必要があります。

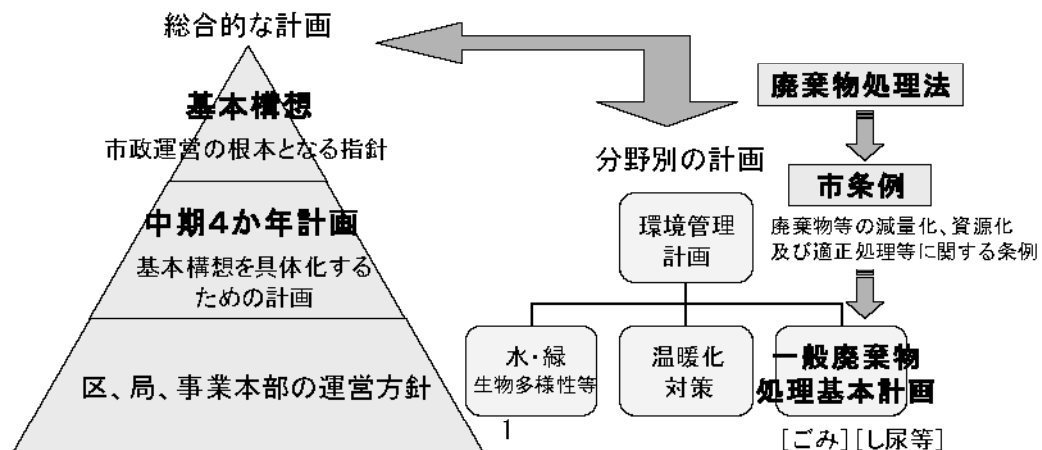
国においては、循環型社会形成推進基本法の制定から10年が経過し、各種リサイクル法の制定・見直しなどにより社会的制度の整備が進み、資源の循環的な利用等について国際的にも主導的な役割を果たそうと努めている中、本市としても、日本を代表する環境モデル都市として先頭に立ち、廃棄物行政をけん引していく必要があります。

そこで、横浜G30プランの計画期間が平成22年度で終了することから、これまでの施策・事業が抱える課題の解決を図るとともに、国等におけるごみ・環境政策の動向や社会経済情勢の変化に対応するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会からの答申（平成22年7月「横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について」）や、市民・事業者の皆さまの御意見を踏まえ、循環型社会構築に向けて「横浜G30プラン」に替わる新たな計画を策定します。

（2）計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市域内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成37年度（2025年度）までを見通した長期的な計画であり、ごみ処理基本計画とし尿等処理基本計画とで構成されます。

また、本計画は、市全体の総合計画である基本構想と中期4か年計画を上位計画とし、環境管理計画や地球温暖化対策に係る計画との整合を図って策定します。

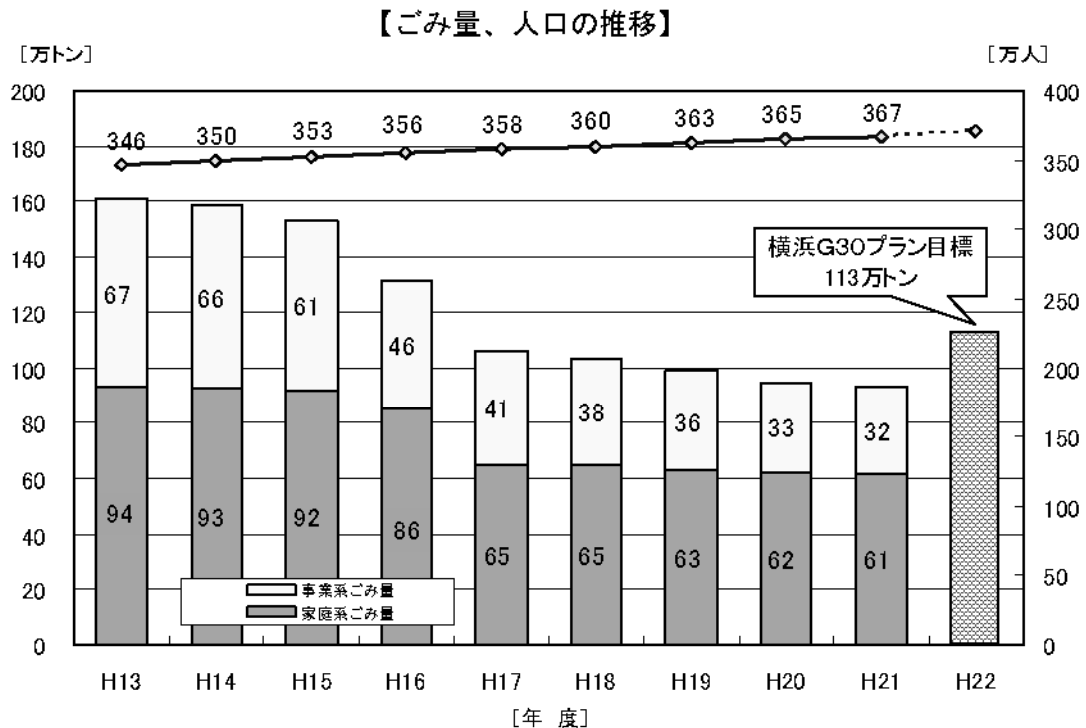


2 ごみ処理の現状と課題

（1）ごみ量とごみ組成

平成15年1月の横浜G30プラン策定以降、市民・事業者・行政の協働のもと、家庭系ごみについては分別収集品目の拡大、事業系ごみについては古紙などのリサイクル可能物のリサイクルルートへの誘導や産業廃棄物の適正処理、更には分別説明会や研修会の開催などによる普及啓発や搬入物検査の強化など、ごみの分別・リサイクルに積極的に取り組んだ結果、平成21年度の市全体のごみ量は93万トンとなり、平成13年度の161万トンに比べて42%の大幅な減少となっています。

家庭系ごみが、平成13年度の94万トンから平成21年度の61万トンと35%の減少であるのに対して、事業系ごみは67万トンから32万トンと50%を超える削減率となっています。

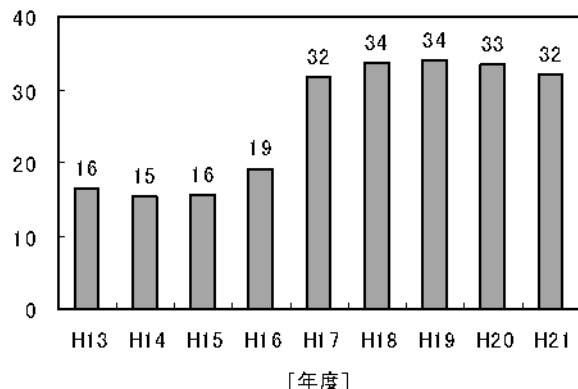


	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	G30プラン 22年度目標
市全体ごみ量 (万トン)	161	159	153	132	106	103	99	95	93	113
対13年度比 (単位:%)	-	▲1.4	▲4.8	▲18.2	▲33.9	▲35.9	▲38.7	▲41.0	▲42.2	▲30
人口(万人)	346	350	353	356	358	360	363	365	367	-
対13年度比 (単位:%)	-	1.0	1.9	2.7	3.4	4.1	4.8	5.5	6.1	-

※ ごみ量とは、資源化されるものを除いた焼却処理・直接埋立処分されるものの量をいう。人口は各年度の10月1日人口。

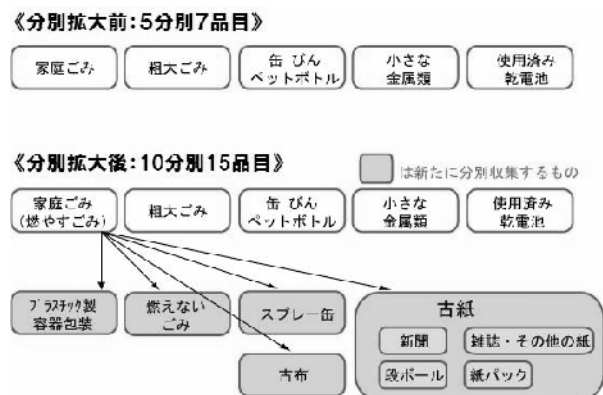
分別収集や資源集団回収等で集められた家庭から排出される資源物の量は、全市展開に向けて分別収集品目の拡大を6区で先行実施した平成16年度以降、大幅に増加し、平成13年度の約16万トンから平成21年度の約32万トンと、ほぼ倍増しています。

【資源化量の推移】



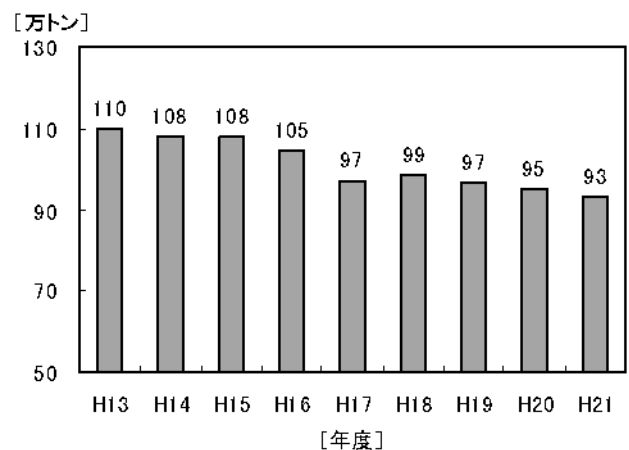
※ 家庭系の資源化量と資源集団回収量(暦年データ)の和を表す。

【分別品目の拡大】



【ごみと資源の総量の推移】

一方で、家庭から排出されるごみと資源の総量も平成13年度の110万トンから平成21年度の93万トンと減少しており、分別拡大を契機としてごみに対する関心が高まり、ごみを家庭に持ち込まない、物を大切に使うといったリデュース行動が徐々に浸透してきていると考えられます。しかし、近年は減少傾向の鈍化も見られ、また、リサイクルにおいても環境負荷が生じることから、3Rのうち、最も優先されるべきリデュースについては、今後もその取組を強化していく必要があります。



※ 家庭系のごみ量、資源化量及び資源集団回収量(暦年データ)の和を表す。

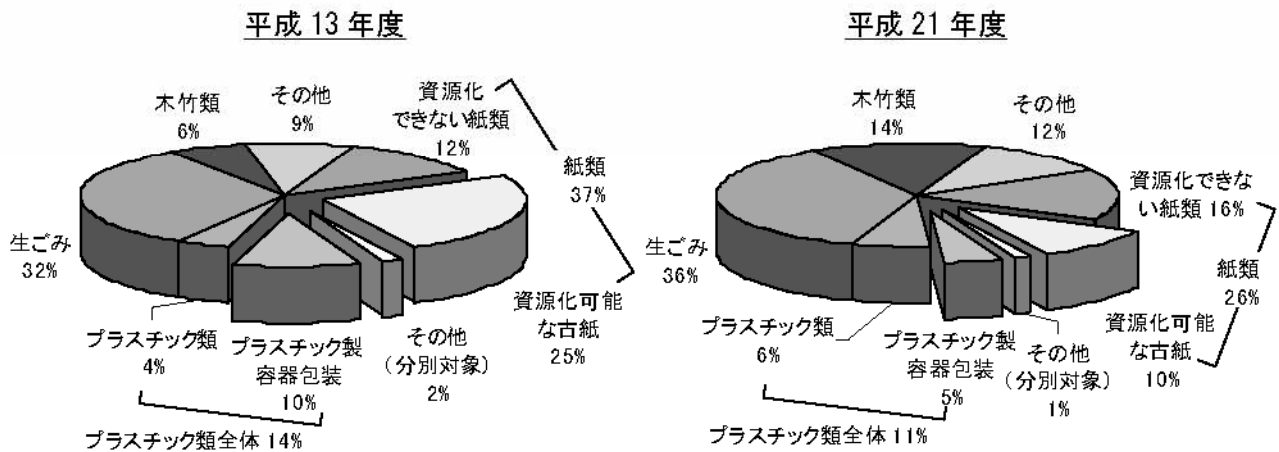
分別拡大前（平成13年度）と現状（平成21年度）の家庭から排出される燃やすごみの組成を比較すると、古紙やプラスチック製容器包装などが新たに分別対象となったことから、紙類は37%から26%に、プラスチック類は14%から11%に割合が減少しています。

また、分別品目としての燃やすごみの量が、平成13年度の90万トンから平成21年度の58万トンに削減されていることから、組成の割合から推計すると、燃やすごみに含まれる紙類は、33万トンから15万トンに、プラスチック類は13万トンから6万トンに減少しています。

しかし、燃やすごみの中には、きちんと分別することで資源化可能な古紙やプラスチック製容器包装などが依然として約16%、量にして10万トン近く含まれており、分別の徹底をさらに進める必要があります。

また、燃やすごみに占める生ごみの割合が32%から36%に上昇しており、量としても約21万トン含まれていることから、木竹類も含めてバイオマスの活用について検討する必要があります。

【燃やすごみ（家庭系）の組成調査結果】



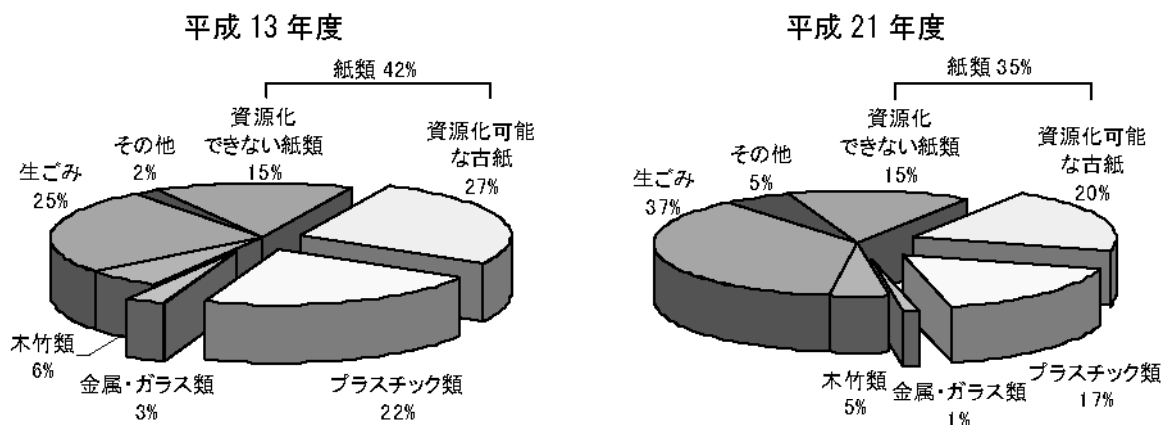
次に、平成 13 年度と平成 21 年度の事業系ごみの組成を比較すると、資源化可能な古紙をリサイクルルートに誘導するとともに、廃プラスチックなどの産業廃棄物の適正処理を推進した結果、紙類は 42% から 35% に、プラスチック類は 22% から 17% に割合が減少しています。

また、事業系ごみの量が、平成 13 年度の 67 万トンから平成 21 年度の 32 万トンに削減されていることから、組成の割合から推計すると、事業系ごみに含まれる紙類は 28 万トンから 11 万トンに、プラスチック類は 15 万トンから 5 万トン強に減少しています。

しかし、依然として、事業系ごみの中には資源化可能な古紙が 20%、6 万トン強含まれるほか、産業廃棄物であるプラスチック類が 17%、5 万トン強含まれており、リサイクルルートへの誘導や適正処理をさらに進める必要があります。

また、事業系ごみに占める生ごみの割合が 25% から 37% に上昇しており、量としても約 12 万トン含まれていることから、家庭系ごみと同様に、木竹類も含めてバイオマスの活用について検討する必要があります。

【事業系ごみの組成調査結果】



（２）家庭系ごみ・事業系ごみ対策

平成 15 年 1 月	一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）策定
10 月	分別収集品目拡大モデル事業開始
12 月	資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止
平成 16 年 4 月	持ち去り禁止条項の追加
10 月	分別収集品目拡大の 6 区先行実施
平成 17 年 4 月	分別収集品目拡大の全市実施
平成 19 年度	G30エコパートナー協定締結開始
平成 20 年 2 月	家庭ごみの収集回数の変更（燃やすごみ、古紙・古布）
5 月	分別ルールを守らない者に対する罰則（過料）制度の適用開始
平成 21 年 7 月	横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3 者検討会設置

家庭系ごみの徹底的な分別とリサイクルの推進に向け、すべての市民が参加・協力できる仕組みを作ることとし、分別収集品目をプラスチック製容器包装や古紙・古布などを加えた 10 分別 15 品目に拡大するとともに、市民の自主的取組である資源集団回収の拡充を図っています。

さらに、資源回収ボックスの増設や、各事務所における拠点回収（センターリサイクル）の実施により、資源物回収のための受け皿の整備を進めてきました。

平成 20 年 2 月には、燃やすごみ及び古紙・古布の収集回数を変更したことに続き、同年 5 月には、分別ルールを守らない者に対する罰則制度の適用を開始しました。

事業者に対しては、各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえてごみの減量・リサイクルの実践を働きかけるとともに、資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止し、リサイクルルートへの誘導と適正処理を推進しています。

また、環境にやさしい消費・販売行動を促進するため、G30エコパートナー協定の締結を進め、容器包装類の削減等に係る事業者の自主的な取組を支援しています。

そのうえで、リサイクルの次の段階として、ごみになるものを作らない、受け取らないといったリデュースの取組を進める必要があることから、平成 21 年度に市民・事業者・行政の三者による意見交換の場を設け、リデュースに向けた事業者の取組を具体化させるとともに、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換に向けた取組を進めています。

（３）処理体制

家庭系ごみのうち、燃やすごみは週 2 回、資源物は品目により週 2 回から月 2 回の頻度で、本市職員と委託業者が収集しています。粗大ごみは、申込制による戸別収集を委託業者が行っています。

少子高齢社会の進展など社会構造が変化する中で、すべての市民がごみのことで困らないよう、スピード感を持って、多様化する市民ニーズに柔軟にきめ細かく対応することが求められています。

事業系ごみは、排出事業者が自ら、あるいは市が許可した一般廃棄物処理業者に依頼し、焼却工場や最終処分場に搬入されています。

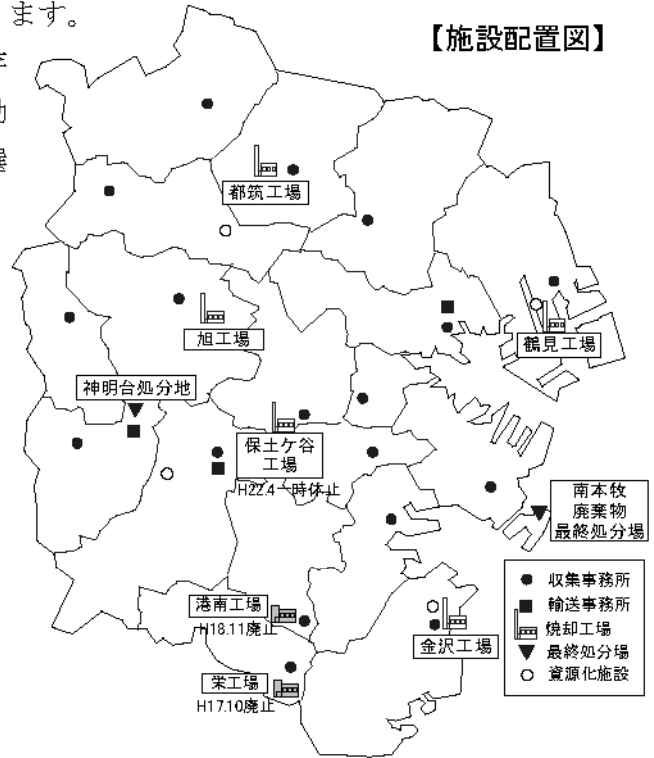
燃やすごみ等の処理は本市の焼却工場で行っていますが、ごみの減少に伴って、平成 17 年 10 月に栄工場を、平成 18 年 11 月に港南工場を廃止するとともに、平成 22 年 4 月に保土ヶ谷工場を一時休止し、現在は 4 工場体制となっています。

一方、最終処分場については、内陸部の神明台処分地と海面の南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）により、焼却残さと燃えないごみの埋立処分を行っています。また、最終処分場の長期・安定的な確保のため、南本牧ふ頭第5ブロックに新規処分場の整備を進めています。

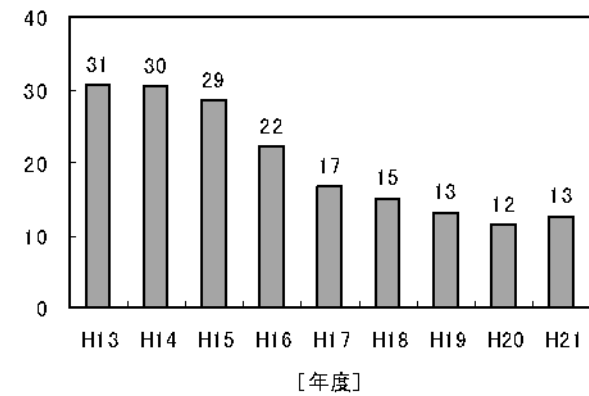
しかし、神明台処分地が平成22年度で埋立を終了する中、新規処分場の開設までには相当の期間を要することから、南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）の延命化を図るため、更なるごみの減量・リサイクルを進めるとともに、財政状況やごみ量の変化を見極めつつ、焼却灰の有効利用・資源化を進める必要があります。

なお、ごみの処理・処分に当たっては、既存技術のみにとらわれることなく、技術開発の動向を注視して、将来を見据えた最適な手法の選択に努める必要があります。

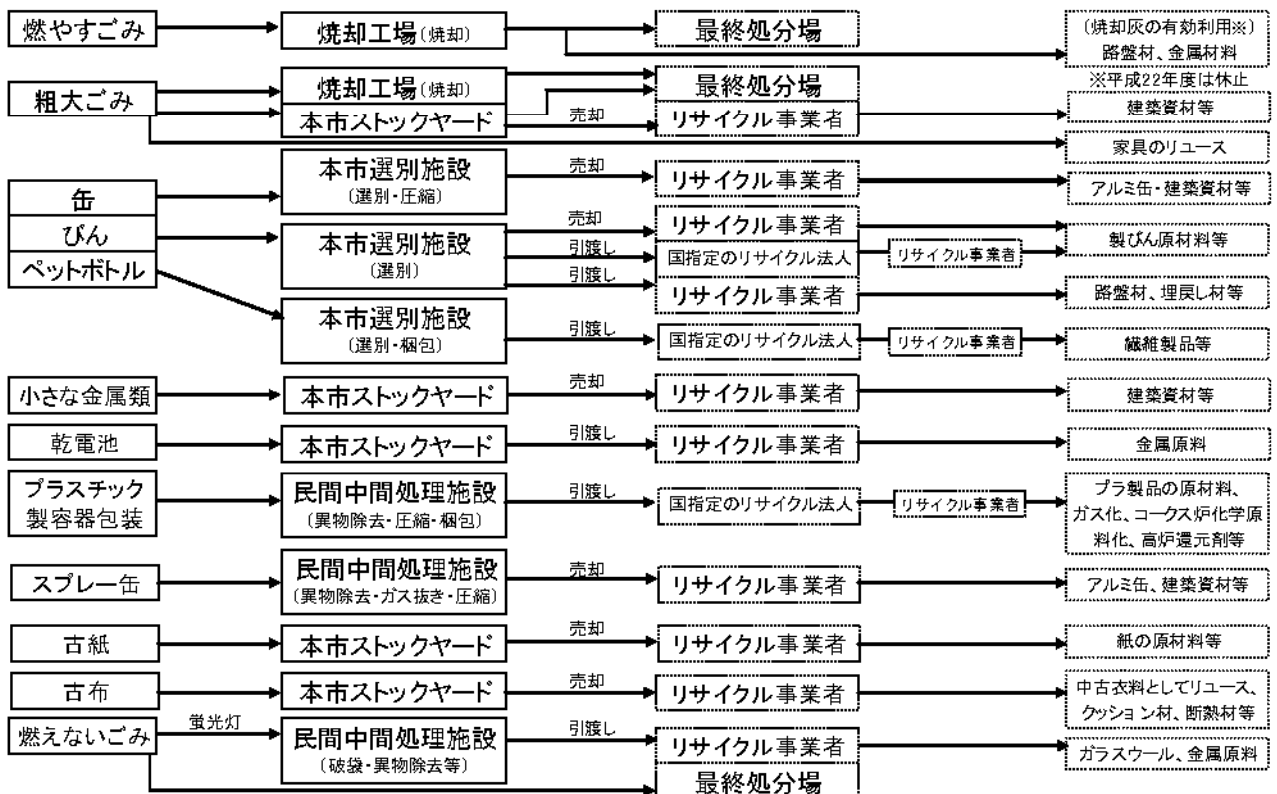
【施設配置図】



【一般廃棄物埋立量の推移】



【分別品目のゆくえ（平成21年度）】



（４）ごみ処理における環境負荷の低減

本市では脱温暖化を進めるため、横浜市脱温暖化行動方針（以下「CO-DO30」という。）を平成20年1月に策定し、全市的に脱温暖化の取組を進めています。ごみ処理においては、焼却するごみの削減、特にプラスチック類の焼却量の減少により、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量を削減することができました（平成21年度は二酸化炭素換算で対13年度比約32万トン削減と推計：横浜市役所地球温暖化防止実行計画に基づく算定方法による）。

今後も、脱温暖化社会実現の一翼を担うため、ごみ処理のすべての段階において、更なる温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

（５）市の財政状況とごみ処理経費

本市の一般会計の歳出額の過去10年の推移を見ると1兆3千億円前後で推移していますが、少子高齢社会の進展に伴って、福祉・保健・医療のための経費である扶助費の割合が大幅に伸びており、今後も増加が見込まれます。

ごみ処理に係る経費（資源循環局決算額）の推移を見ると、歳出から手数料や売電収入等の歳入を除いた市税投入額は300億円前後で推移しています。

今後も一般財源の大幅な増収は見込まれないことから、ごみの減量・リサイクルと適正処理を安定して進めるためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、より効果的・効率的な仕組みや体制を確立していく必要があります。

【資源循環局歳入・歳出の推移（決算額）※】

（百万円）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入合計	18,462	15,479	13,535	11,977	11,866	14,695	14,041	11,571	10,602
歳出合計	54,934	52,575	44,011	42,229	41,799	41,963	44,829	46,206	44,127
歳出－歳入 （市税投入額）	36,472	37,096	30,475	30,252	29,932	27,267	30,788	34,635	33,525
【参考】									
施設等整備費を除いた「歳出－歳入」	31,798	29,037	28,190	29,885	29,739	27,078	28,538	28,620	28,136

※ 端数処理の関係で表内の差し引きが合わない場合がある。

<ごみ処理基本計画>

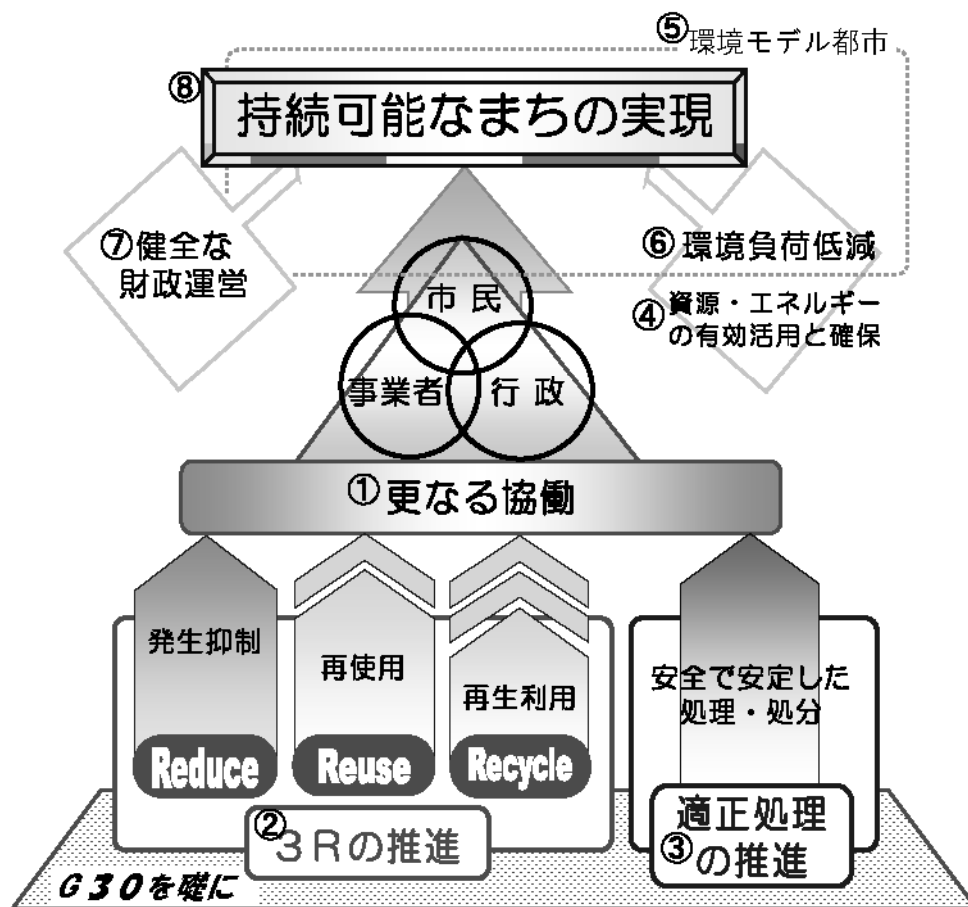
1 基本理念

市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3R※を推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

廃棄物対策全般における環境負荷低減のため、リデュースをはじめとする3Rの一層の推進となお残るごみの適正処理を図り、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持ちながら、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努めます。

また、将来に過大な負担を残さないよう、コストと環境負荷低減効果のバランスを検証する視点を常に持ち続け、限られた財源で最良の廃棄物対策を進めます。

※ 廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを進める取組



- ① 更なる協働：それぞれが担う役割を更に深化させつつ、三者が連携してごみ・環境問題に取り組む。
- ② 3Rの推進：引き続き分別を徹底することでリサイクルを推進するとともに、ごみそのものを発生させない取組を強化する。
- ③ 適正処理の推進：安全で安定した処理・処分を行うとともに、既存技術のみにとらわれず、技術開発の動向を注視して最適な手法を選択する。
- ④ 資源・エネルギーの有効活用と確保：資源等を有効に活用するとともに、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持って施策・事業を進める。
- ⑤ 環境モデル都市：温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、平成20年7月に国から選定されたもので、廃棄物行政もその一翼を担う。
- ⑥ 環境負荷低減：廃棄物対策においては、温室効果ガスや汚染物質をできる限り削減する。
- ⑦ 健全な財政運営：すべての主体がリサイクルコスト等に対する意識を持ち、適切な役割分担・費用負担を果たす。
- ⑧ 持続可能なまちの実現：社会構造の変化が進む中、限られた財源で最良の廃棄物対策を進める。

2 計画目標等

（１）計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までとします。

また、本計画は、概ね 5 年を目途として改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

（２）横浜の未来（廃棄物行政における将来ビジョン）

美しい地球を未来の子供たちに引き継ぐために、廃棄物行政の観点から次のような将来ビジョンを描き、その実現を目指します。

みんなが協力し合い、誰もが 3 R 行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着している。

人類の活動が地球環境に与える負荷を最小限にとどめるために、市民・事業者・行政の三者が連携して、行動を起こします。

市民一人ひとりが当たり前のこととして、3 R 行動をはじめとする環境行動を実践し、事業者は、より環境負荷の低い製品等の生産・販売及びサービスの提供とその情報発信を行うなど、事業活動におけるすべての段階において環境に配慮した取組を実践しています。行政は、引き続き 3 R の仕組み作りを担いつつ、市民・事業者の自主的な取組が実を結ぶよう、その活動を支援しています。

より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されている。

人類共通の課題である地球温暖化問題に対応するため、収集・運搬、処理・処分のすべての段階において、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

また、限りある最終処分場をできる限り延命化するために、ごみの減量・リサイクルを進めています。

清潔できれいなまちが実現している。

自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、清潔できれいなまちを実現するため、ごみ出しルールを遵守することはもちろん、地域ぐるみでまちの美化活動を実践し、ポイ捨てや不法投棄防止に取り組んでいます。

すべての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現している。

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や多様化する市民ニーズにこたえるため、生活者の立場で考え、現場目線で対応し、日々の暮らしに密接に関係するごみ出しや集積場所に関する課題が解決できています。

また、地域と行政が連携し、適正・公平な役割分担のもと、持続可能な廃棄物対策の仕組みを構築しています。

（3）計画目標

ア ごみ減量から始めよう脱温暖化

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 50%以上（約 14 万トン-CO₂）削減します。

<平成 25 年度の達成目標>

平成 21 年度比で 10%以上（約 3 万トン-CO₂）削減

H37までに▲50%以上
H25までに▲10%以上

人類共通の課題である地球温暖化問題に対応するため、環境モデル都市として市全体で脱温暖化の取組を推進する中で、本市の温暖化対策の計画との連携を図り、廃棄物行政においても脱温暖化を最重点課題として、温室効果ガス削減に向けて取り組む必要があります。

そこで、本計画において、ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスの削減目標を設定し、ごみの収集・運搬、処理・処分のすべての段階において、脱温暖化に向けた取組を推進します。



脱温暖化の推進

本市では、平成 20 年 1 月に、横浜市脱温暖化行動方針「CO-DO30（コードサンジュウ）」を策定し、脱温暖化の取組を推進しているところです。CO-DO30では、平成 37（2025）年度までに、一人当たりの温室効果ガス排出量を 30%以上削減、平成 62（2050）年度までに 60%以上の削減を目標としています（対平成 16（2004）年度比）。

国では、温室効果ガス排出量を平成 32（2020）年度までに 25%以上削減、長期的には平成 62（2050）年度までに 80%以上削減するという目標を掲げているところであり（平成 2（1990）年度比）、本市としても、国の法整備の動向等を注視しつつ、必要な仕組み作りを進めることとしています。

⇒13 ページ コラム参照

イ もっとチャレンジ・ザ・3R

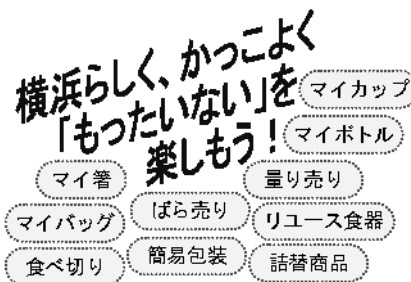
人口増加が見込まれる中、リデュースの推進により、総排出量（ごみと資源の総量）を平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 10%以上（約 13 万トン）削減します。

<平成 25 年度の達成目標>

平成 21 年度比で 3%以上（約 4 万トン）削減

H37までに▲10%以上
H25までに▲3%以上

G30を礎に引き続き3Rを推進することはもちろん、大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの転換を目指し、最も環境にやさしいのはリデュースであるという観点から、総排出量（ごみと資源の総量）を減らして、リデュースの推進を図ります。



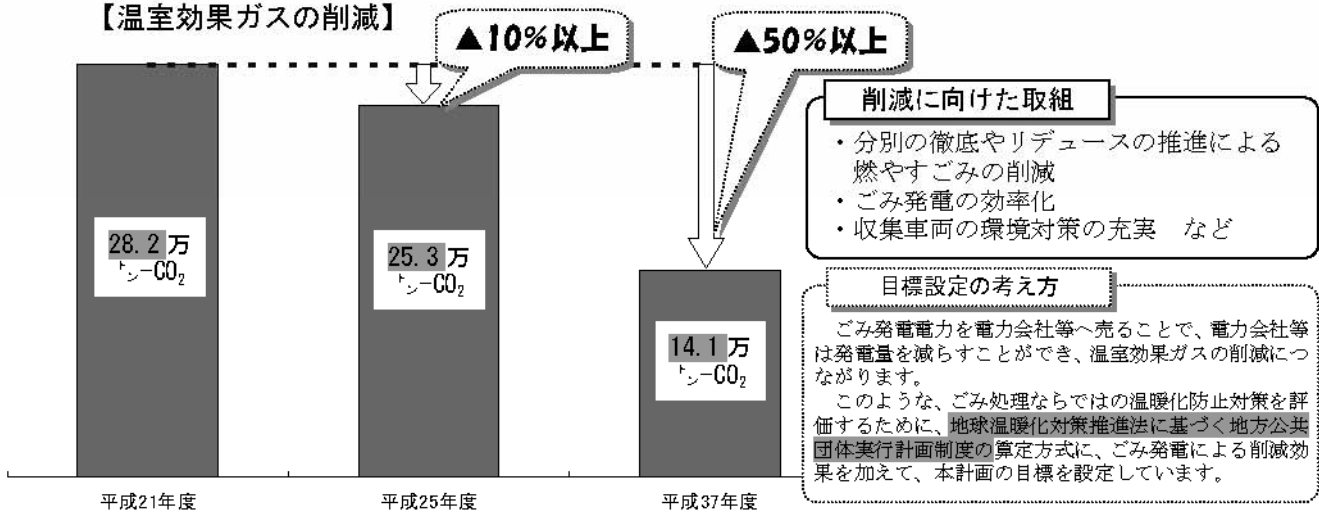
ウ ごみ処理の安心と安全・安定を追求

収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求します。

市民が安心して暮らせるよう、少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応したごみ処理サービスの充実を図ることとし、できることからスピード感を持って実施します。

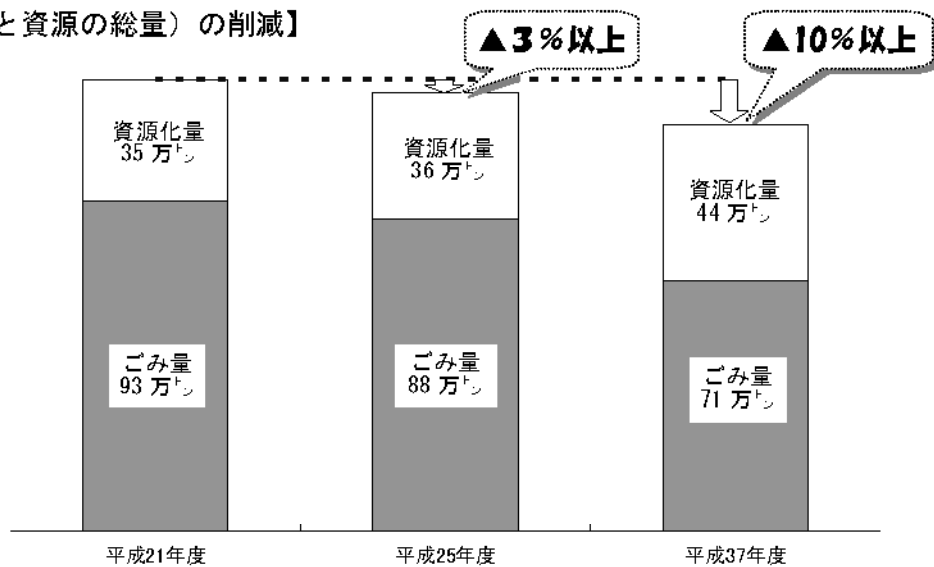
また、コスト意識を持ちながら、市民から信頼される安全で安定した処理・処分体制を構築します。

【温室効果ガスの削減】



温室効果ガス排出量 (トン-CO ₂)	現状 平成 21 年度 (2009 年度)	中期 4 か年計画最終年度 平成 25 年度 (2013 年度)	計画最終年度 平成 37 年度 (2025 年度)
		28.2 万	25.3 万
地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度の算定方式による温室効果ガス排出量	35.4 万	31.9 万	18.7 万

【総排出量（ごみと資源の総量）の削減】



	現状 平成21年度 (2009年度)	中期 4 か年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)	計画最終年度 平成37年度 (2025年度)
総排出量（ごみと資源の総量）（トン）	128万	124万	115万
対平成21年度削減量（トン）	-	▲4万	▲13万
ごみ量（トン）	93万	88万	71万
資源化量（トン）	35万	36万	44万
焼却量（トン）	92万	87万	70万
焼却灰量（トン）	13万	12万	10万
焼却灰資源化処理量（トン）	1万	3万	4万
最終処分量（トン）	13万	10万	7万
人口（人）	367万	371万	374万

削減に向けた取組

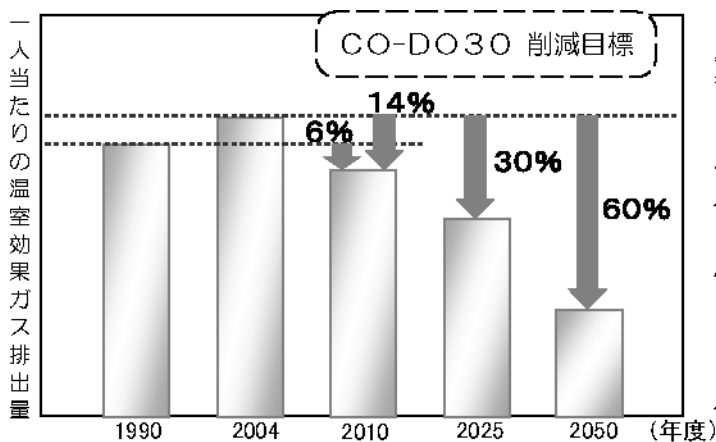
- (家庭系ごみ) ・資源化可能な古紙・プラスチック製容器包装の分別徹底
 - ・未使用レジ袋の廃棄や食べ残し等の削減
 - ・簡易包装や容器包装の薄肉化の推進
 - ・生ごみの水きりの推進とリサイクル など
- (事業系ごみ) ・事業所の食品廃棄物のリサイクルの促進
 - ・資源化可能な紙類・プラスチック類の分別や適正処理の徹底 など

－なぜ、温暖化対策に取り組むのか－

近年、日本では、熱帯夜や猛暑日が増加し、冬日は減少しています。世界においても、地球規模でのかんばつや異常降雨などが発生しています。

地球温暖化の影響は、これら気象変動だけでなく、それによる農作物の減少や生物多様性の喪失、動物等が媒介する感染症の拡大など人間生活に及ぶおそれがあります。

このような地球温暖化は、ますます加速化している状況にあり、全世界で危機感を持って緊急的に取り組むべき課題になっています。



本市では、「横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）」を策定し、ライフスタイルやビジネススタイルの変革などにより、大都市でありながら、省エネルギーが徹底され、脱温暖化型の社会が実現している横浜の将来像をイメージし、環境モデル都市として脱温暖化の取組を推進しています。

横浜が目指すべき将来の都市像を実現するためには、廃棄物行政の分野においても温室効果ガスの削減は重要であると考えており、本計画では、廃棄物行政全体をとらえた温室効果ガスの削減目標を設定しました。

ごみ処理における温室効果ガスは、収集・運搬、処理・処分のすべてにおいて発生しますが、全体の90%以上がごみの焼却処理によって発生します。

そのため、ご家庭から排出されるごみの量を減らすことや、これまで以上にきちんと分別することは、地球温暖化防止となります。

「Yokohamaエコ活。」身近なことから、はじめよう

～たとえば～

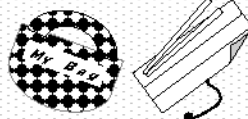


生ごみの水切りをしましょう！

食べ残しを減らしましょう！



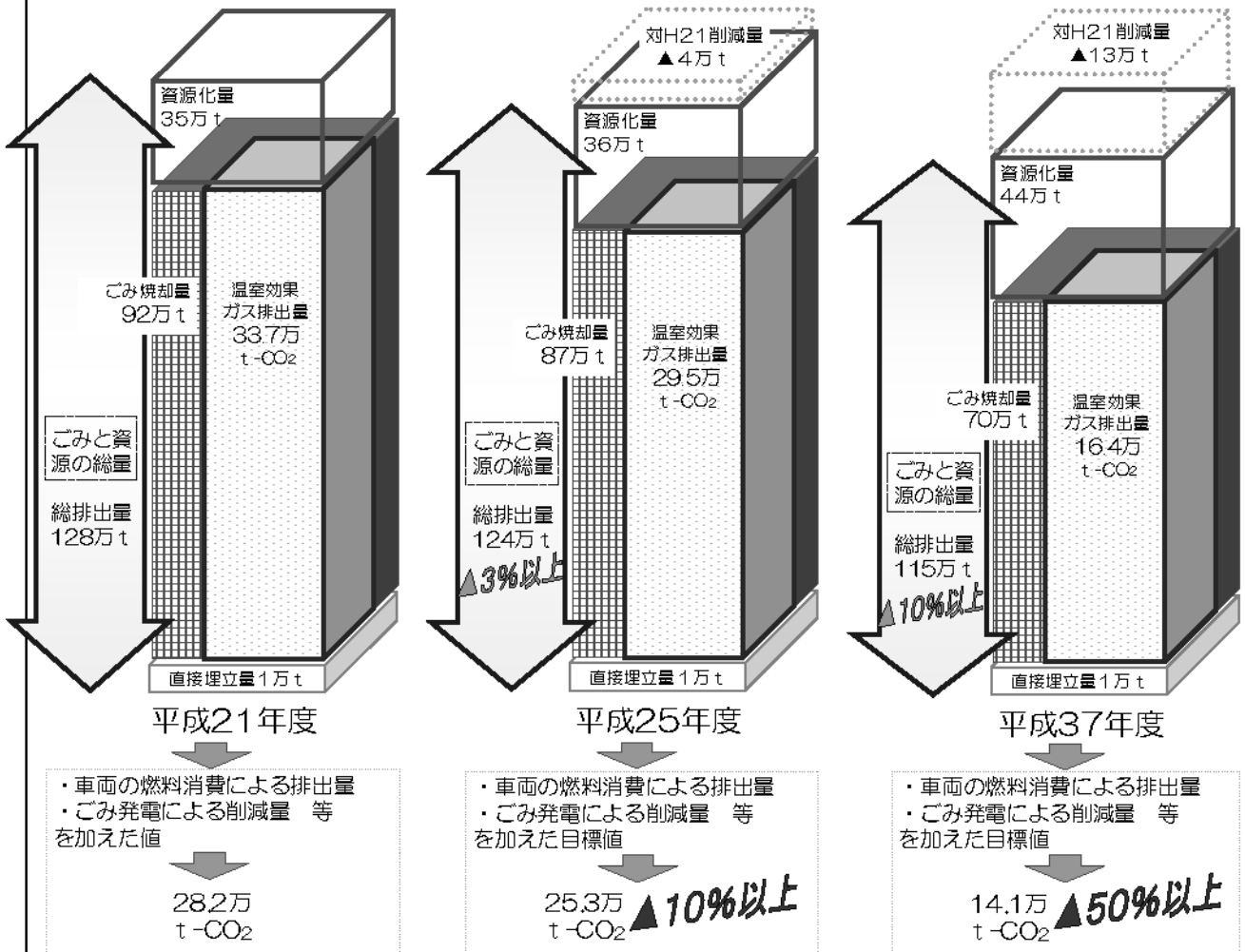
不要なレジ袋や割り箸を受け取らず、マイバックやマイ箸を使いましょう！



－ 目標設定の考え方と2つの目標の関係－

これまでの「横浜G30プラン」では、市民・事業者の皆さまとの協働のもと、資源となるものの分別・リサイクルにより、ごみの減量を進めました。その結果、ごみの大幅な削減を達成して、焼却工場の廃止や処分場の延命化といった成果を生み出すとともに、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスの削減を進めることができました。このごみ処理に伴う温室効果ガスは、ほとんどがごみの焼却によって発生します。

そこで、今回の計画ではG30を礎にして、分別・リサイクルはもちろんのこと、更なる環境負荷の低減を目指すため、3Rのうち最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）に取り組むことにしました。



収集車の環境対策を進めることなどにより、CO₂を削減します。

車両の燃料消費など

ごみ発電でCO₂削減

生ごみの水切りで、燃やすごみの水分を減らせば、効率的な発電ができ、CO₂を削減できます。

ごみを燃やす

燃やすごみを減らすこと、特にプラスチック製容器包装の焼却を減らすことで、CO₂を削減できます。また、プラスチック製品のリサイクルの法整備を国に働きかけます。

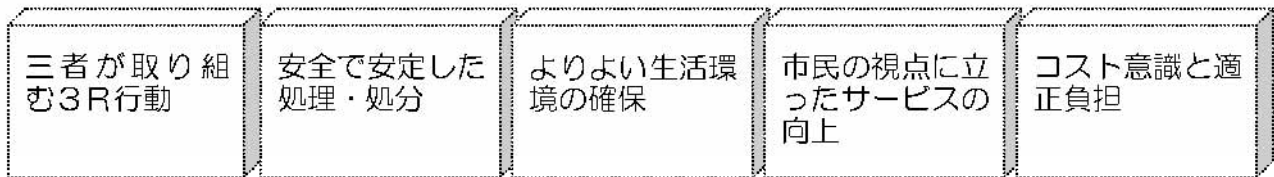
CO₂発生

分別とリデュース（発生抑制）で、温室効果ガス削減にチャレンジ！

- ① プラスチック製容器包装とプラスチック製品をほぼ半減 ⇒ 温室効果ガス▲14.6万 t-CO₂削減
- ② 合成繊維をほぼ半減 ⇒ 温室効果ガス▲2.3万 t-CO₂削減
- ③ ごみ焼却量全体の削減（92万 t → 70万 t）⇒ 温室効果ガス▲0.4万 t-CO₂削減

服を長く大切に着たり、フリーマーケットを利用したりして、合成繊維の焼却を減らすことで、CO₂を削減できます。

3 基本理念を支える5つの基本方向



三者が取り組む3R行動

これまでの成果を持続・発展させるため、市民・事業者はライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、自ら3R行動を実践します。また、行政は普及啓発や支援の仕組み等のより一層の充実を図り、市民・事業者の自主的な取組を促進するなど、三者が協働して資源が循環するまちを目指します。

これまでの成果を持続させ、更にステップアップを図るためには、市民・事業者が自ら3R行動を実践するとともに、行政が市民・事業者の自主的な行動を促すコーディネーターとしての役割を果たしていくことが重要です。これにより、更なる分別の徹底が図られ、リサイクルが推進されるとともに、次のステップであるリデュースの取組を効率的・効果的に進めることができます。

そこで、市民・事業者のごみ・環境問題に対する理解と関心を高め、自主的な3R行動を促進するため、情報提供や環境学習・普及啓発を積極的に実施するとともに、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を目指したリデュースの取組や、家庭系ごみ・事業系ごみ対策における既存事業の評価・見直しのほか新規事業の検討を進めます。

さらに、資源集団回収の促進などを通じて、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域・市民団体や事業者など各主体間の情報共有の場の構築など、自主的な取組を支援する仕組み作りを進めます。

安全で安定した処理・処分

現有施設を計画的かつ効率的に管理するとともに、選択と集中による焼却工場や最終処分場等の施設整備を進め、すべての処理・処分過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、適正処理確保に向けた安全で安定した処理・処分体制を構築します。

3Rを進めてもなお残るごみについては、適正に処理する必要があります。既存焼却工場の老朽化への対応が求められ、また新規処分場の建設が進められている中、今後もコスト削減を図りながら、適切な施設整備を行うことで効率的な処理体制を構築します。

また、環境モデル都市として、すべての処理・処分過程において、温室効果ガス排出量の削減に努め、ごみ処理における環境負荷の低減を図ります。

今後も、安定した収集・運搬体制を構築するとともに、ごみの減量・リサイクルを進めながら、ごみ量の推移等を見極めつつ、焼却工場におけるエネルギー回収の向上、最終処分場の延命化など様々な課題について、技術開発の動向を注視しながら、将来を見据えて最適な手法を

選択するよう努めます。

よりよい生活環境の確保

このまちで暮らしていて良かったと実感できるよう、地域の力を最大限に発揮した、清潔できれいなまちづくりを進めます。

廃棄物行政の基本は、衛生的で良好な生活環境の保全にあることから、3Rや適正処理の推進はもちろんのこと、清潔できれいなまちづくりを進めます。

そのため、地域と連携しながら、ポイ捨てや不法投棄の防止対策を実施するとともに、集積場所の改善などに取り組みます。

市民の視点に立ったサービスの向上

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応した取組を市民の視点で考え、できることからスピード感を持って進め、市民サービスの向上を図ります。

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や、様々な生活スタイルやワークスタイルの出現により、多様化している市民ニーズの把握と課題の抽出を的確に行うため、市民の声を職員一人ひとりが正しく把握し、できることからスピード感を持って施策・事業に活かします。

中でも、すべての市民がごみ出しに困らず安心して暮らせるよう、ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集・狭路収集の拡充を図るとともに、継続可能な仕組みの構築を検討します。

さらに、市民が気持ちよく集積場所を利用できるよう、集積場所の改善や転入者・外国人への普及啓発などに取り組むとともに、収集方法や常設の回収拠点の今後のあり方を検討します。

コスト意識と適正負担

持続可能な財政運営のため、必要性や有効性に加え、コストを含めた総合的な判断のもと施策評価を行うとともに、すべての主体が適切な役割分担・費用負担を果たしつつ、市民・事業者の力を最大限に活かした施策展開を図ります。

少子高齢社会の進展や労働人口の減少により、現在以上に厳しい財政状況が見込まれることから、新規事業はもちろんのこと既存事業も含めて、施策の総合的な評価を行い、取捨選択を行うよう努めます。なお、事業実施に当たっては、市民・事業者・行政の三者が適切な役割を担い、費用を負担することが求められています。

中でも、最適な事業実施主体の検討や、新たなリサイクルに係る費用対効果の分析を行うとともに、状況に応じて受益者負担の考え方を導入した施策展開も考慮していきます。

4 市民・事業者・行政の役割

これまで、市民・事業者・行政の協働により大幅にごみが減るとともに、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスの削減など環境負荷の低減を図ることができました。今後は、これまでの取組を発展させ、ごみそのものを発生させにくい仕組み作りが必要です。

各主体は、現在担っている役割を引き続き果たしつつ、それぞれが担うべき役割を更に深化させ、美しい地球を未来の子供たちに引き継ぐために、持続可能なまちの実現を進める必要があります。

（１）市民

市民は、自らの行動とごみ・環境問題への理解と関心を持って、主体的に3R行動に取り組み、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、互いに助け合い、連携しながら、ごみ減量・リサイクル・まちの美化活動を実践し、自らの手で生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

市民が、分別・リサイクルに取り組んだことにより、燃やすごみの量も大幅に減少してきましたが、リサイクルの次の段階として、より資源の消費が少なく、環境への負荷が低いリデュースやリユースの取組へのステップアップを図る必要があります。

そのために、市民は、継続して分別に取り組むとともにリデュース行動を実践するなど、日常のあらゆる場面において、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。

また、ごみ問題は日常生活に密接にかかわる問題であり、地域コミュニティの力が効果的に発揮される分野であることから、少子高齢社会の進展といった社会構造の変化などにより、地域のふれあいが薄れてきたといわれる中で、分別をきっかけとして生まれた家庭や地域におけるつながりを深め、互いに助け合い、連携しながら、心豊かに生き生きと暮らせるまちを自らの手で育んでいきます。

（具体的取組）

- ・自ら進んで環境配慮型製品を選択・購入します。
- ・ものを長く大切に使い、ごみになる不要なものを受け取りません。
- ・自分が出すごみの処理にコストがかかっていることを意識し、きちんと分別します。
- ・地域におけるごみ減量・リサイクル・まちの美化活動に積極的に参加し、担い手として活動します。

（２）事業者

事業者は、ごみの排出者として、また、製品の製造・流通にかかわる者として、事業活動におけるすべての段階において、環境に配慮した取組を実践します。環境にやさしい製品等の生産・販売や、より環境負荷の低いサービスの提供に前向きに取り組み、市民が3R行動を選択できるよう積極的に情報を発信することで、環境と経済の好循環を生み出していきます。

事業系ごみについても大幅な減量が進み、大きな成果を上げていますが、ごみの排出者の普遍的な役割として、引き続きごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理に努めます。

また、持続可能な社会の一翼を担う者として、ごみ処理に伴う環境負荷や社会的コストを

意識し、リサイクルの次の段階であるリデュースなどの環境活動が、ひいては経済活動の推進にもつながるような仕組みを市民・行政とともに考え、互いにメリットのある関係を構築していきます。

（具体的取組）

- ・引き続き、分別の徹底とリサイクルを積極的に進めるとともに、なお残るごみを適正に処理します。
- ・製品材料として再生資源を積極的に活用します。
- ・長持ちする製品の製造や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみを発生させない取組を進めます。
- ・拡大生産者責任の考え方に基づき、自らが製造した製品やサービス提供に伴う物品の使用・廃棄時において、リユースやリサイクル、適正処理が行われるよう関心を払い、一定の役割を担います。
- ・市民が3R行動を選択できるよう、環境配慮型製品の情報提供を積極的に行います。

（3）行政

行政は、情報提供や環境学習・普及啓発を推進して、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的な行動をより一層呼び起こすとともに、市民・事業者の意欲が実を結ぶよう、引き続き3Rの仕組み作りを担います。

また、将来に過大な負担を残さないよう、ごみ処理のすべての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減の最適な着地点を見定め、市民・事業者と協働して、持続可能なまちの実現に取り組みます。

厳しい財政事情の中、個々の事業についての必要性や有効性、コストなどを勘案したうえで見直しを図るとともに、必要な事業は強化・継続したうえで、市民・事業者が参加できる3Rの仕組み作りを担います。

また、リサイクルの次の段階であるリデュースの取組を更に広げて、社会への定着を図るためには、市民・事業者の自主的な活動を促進する必要があることから、行政は、それらの取組を支える役割を担います。とりわけ、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と呼び起こし、理解を深め、3R行動の実践につなげるため、ごみ・環境情報を積極的に提供します。

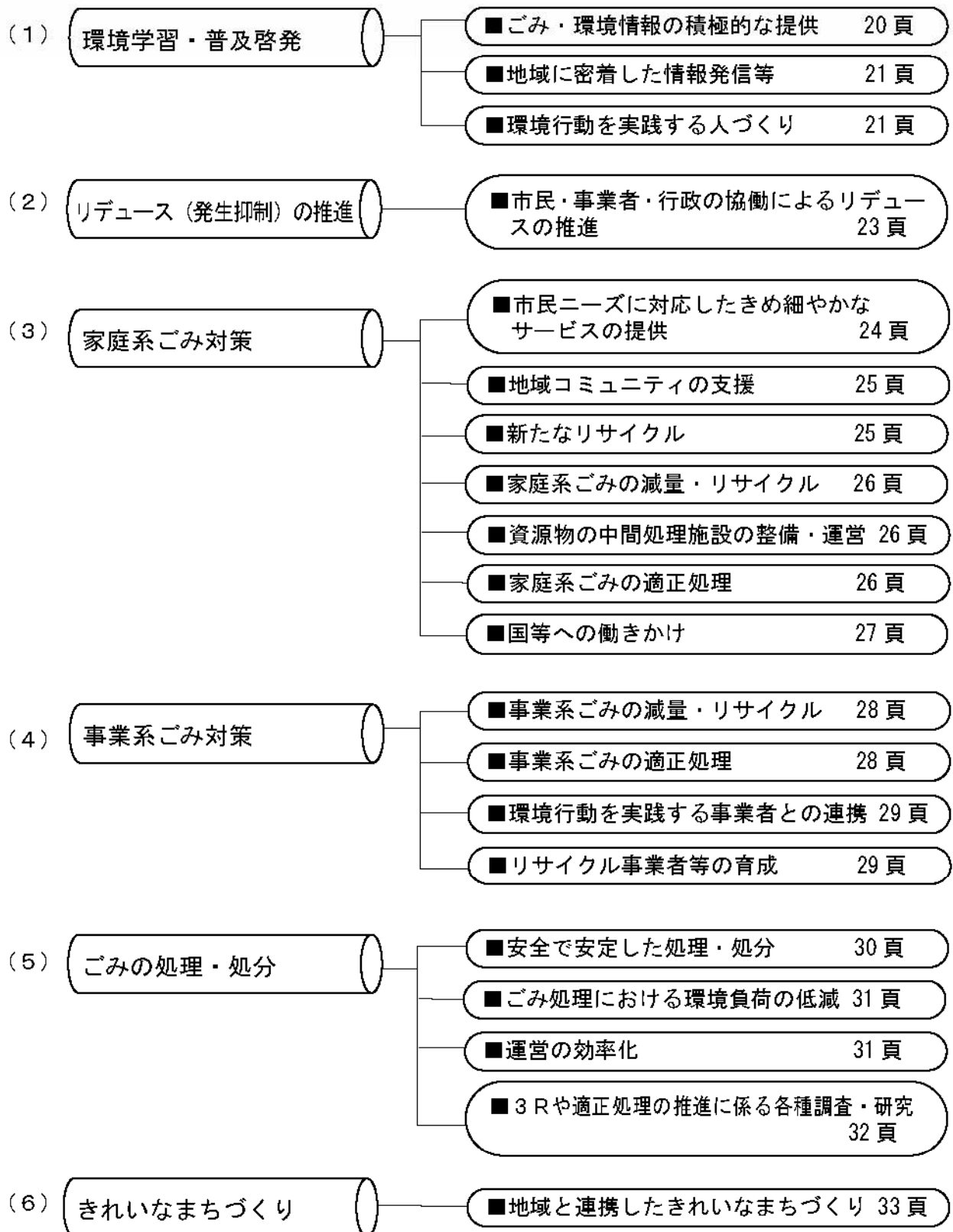
そして、3Rを推進してもなお残るごみは、安全かつ安定的に処理し、市民・事業者に適切なごみ処理サービスを提供するという行政としての役割を果たしていきます。

（具体的取組）

- ・市民・事業者が参加できる3Rの仕組みを作ります。
- ・市民・事業者の自主的な活動を支えるため、情報提供や環境学習・普及啓発を推進します。
- ・地域・市民団体や事業者が、3Rとりわけリデュースに向けた最適な手法を共有するためのプラットフォーム（共通の土台・基盤、情報交換の場）作りを進めます。
- ・3Rを推進してもなお残るごみを適正に処理するための体制を確保します。
- ・ごみ処理のすべての段階において、温室効果ガス排出量の削減など、できる限りの環境負荷の低減に努めます。

5 基本計画で取り組む具体的施策

[施策体系]



※ 本章では、基本計画で取り組む施策の体系を整理するとともに、計画を着実に推進するため、また、本市の総合計画である中期4か年計画との整合を図るため、中期4か年計画の計画期間内（平成22～25年度）に実施すべき具体的な取組を示します。

（１）環境学習・普及啓発

＜主な施策の行程表＞

	H22	H25	H37
■ごみ・環境情報の積極的な提供 効果的な広報・啓発活動 事務所・工場の啓発機能の充実・強化 転入者・外国人・高齢者への情報提供	新たなロゴ等の決定 推進		
	推進		
	推進		
■地域に密着した情報発信等 リサイクル施設の見直し	推進	見直し	
■環境行動を実践する人づくり 環境学習・普及啓発の充実・強化 出前講座の対象の拡充、内容の充実 市民の具体的な行動目標の設定とPR 地域人材を中心とした新たな推進体制の確立	推進		
	推進		
	目標設定→推進		
	推進体制確立 推進		

■ごみ・環境情報の積極的な提供

3R行動をはじめとする環境行動や環境に配慮した事業活動を、市民・事業者の間に定着させるため、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、環境行動を呼びかける機会を拡充するとともに、市民・事業者が自らの行動に意義を見出してもらえるよう、環境負荷低減効果やごみ処理にかかる費用など、統計や分析に基づくデータを適宜分かりやすく提供します。

また、発信する情報としては、ごみの分け方・出し方はもちろんのこと、リデュースの取組を重点的に取り上げるとともに、対象者のニーズにあわせて、必要な情報を分かりやすく手に取りやすい形で提供するなど、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・様々な機会や媒体を活用した効果的な情報提供	・マスコットキャラクターやキャッチコピー・ロゴ等を活用した広報・啓発活動の実施 ・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実 ・情報発信・環境学習の拠点としての事務所機能の充実・強化 ・工場見学の更なる改善、啓発コーナーの拡充等工場の啓発機能の充実・強化 ・地域のイベントへの出展、事務所・工場主催イベントでの情報提供 ・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設やメールマガジンの配信などリデュースの啓発強化 ・生ごみの水切り等に関する情報提供の充実 ・収集車両を活用した効果的な情報提供 ・民間の広報媒体の活用
・統計や分析に基づく正確で分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減効果等の啓発拠点等での情報提供 ・組成や3Rの効果など分析に基づくデータの啓発拠点等への情報提供 ・一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算の導入検討とごみ処理費用に係る情報提供の実施
・転入者・外国人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者向け分別相談窓口の充実・強化 ・外国人向けパンフレット（9か国語対応）の作成・配布 ・国際交流ラウンジ等外国人コミュニティでの出前講座の実施 ・大学生や市民ボランティアと連携した外国人への普及啓発
・高齢者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け広報紙の作成・配布 ・高齢者を対象にした出前講座の実施
・事業者に対する情報提供・研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による事業者への情報提供の実施 ・大規模事業者の廃棄物管理者を対象にした研修会の実施 ・各種業界団体や学校などへの出前講座の実施

■地域に密着した情報発信等

市民に確実に情報を届けられるよう、身近な場所での情報提供を充実します。事務所・工場が、地域への情報発信の場、環境学習の拠点として活発に利用されるよう、職員力を発揮して創意工夫を重ねながら、身近な場所で楽しく分かる・見えるを目標に、啓発機能の充実・強化を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・地域に密着した情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実（再） ・情報発信・環境学習の拠点としての事務所機能の充実・強化(再) ・工場見学の更なる改善、啓発コーナーの拡充等工場の啓発機能の充実・強化(再) ・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施(再) ・リサイクル施設の見直し

■環境行動を実践する人づくり

普及啓発や環境学習施策の実施体系を整理して、地球環境問題など新たな視点も踏まえた内容に更新するなど、更に効率的・効果的なものへと改善を図ります。出前講座には、ごみ問題や地球環境問題などの多様なメニューを用意し、地域や学校での積極的な活用を図ります。

また、市民の自主的・自発的な取組を促進するため、一人ひとりの意欲や生活の実情に

応じて各自で選択できる3R行動の目標を設定し、周知を図ります。

さらに、地域との連携をより一層強化するため、地域人材を中心に、ごみ減量・リサイクルのための新たな推進体制を確立し、市民の意欲が実を結ぶよう環境整備を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習・普及啓発の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発や環境学習施策の整理と充実・強化 ・市民ニーズを踏まえた環境学習ホームページへの改善 ・新たな視点の検討など環境副読本の内容の改善 ・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実(再) ・情報発信・環境学習の拠点としての事務所機能の充実・強化(再) ・工場見学の更なる改善、啓発コーナーの拡充等工場の啓発機能の充実・強化(再) ・国際交流ラウンジ等外国人コミュニティでの出前講座の実施(再) ・高齢者を対象にした出前講座の実施(再) ・最終処分場の見学受入の推進 ・学校における環境学習の取組への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な行動目標の設定とPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の具体的な行動目標の設定とPR
<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材を中心とした新たな推進体制の確立 ・3R行動の推進者に対する表彰の実施 ・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施(再)
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における新たな推進体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・市・区G30推進本部会議に替わる新たな推進体制の確立

（２）リデュース（発生抑制）の推進

＜主な施策の行程表＞

	H22	H25	H37
■市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進 横浜ならではのリデュースモデルの構築	共同アピール発表 推進		

■市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進

ごみとなるものを生み出さないリデュースは、3Rの中で最も優先すべきものであり、市民のライフスタイル・事業者のビジネススタイルの転換を進めることが重要です。地域・市民団体や事業者などの各主体間がアイデアを提案・共有する場として、「ヨコハマ^{リデュース}Rひろば」を設置し、さらに、具体的な取組への発展を目指して、横浜ならではのリデュースモデルを構築します。

また、事業者に対して、より環境負荷の低い製品等の生産・販売及びサービスの提供と、それらの情報発信を積極的に行うよう、様々な方法により働きかけます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・横浜ならではのリデュースモデルの構築	・チャレンジ・ザ・リデュース共同アピールの発表 ・リデュースの推進組織（「ヨコハマ ^{リデュース} Rひろば」）の設置と運営 ・ホームページの開設やメールマガジンの配信などリデュースの啓発強化(再) ・G30エコパートナー協定の「ヨコハマ ^{リデュース} Rひろば」への移行とリニューアル
・具体的取組の推進	・イベント等におけるリユース食器の利用促進 ・容器包装類の削減の推進 ・食べ残しの削減や生ごみの水切りの推進 ・リデュース行動推進に向けたシンポジウムやイベントの開催 ・マイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用拡大

（3）家庭系ごみ対策

＜主な施策の行程表＞

………▶ 点線矢印は状況に応じて実施

	H22	H25	H37
■市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供			
ふれあい収集等の推進	推進	→	→
定時収集の検討・実施	検討	→	……… 実施 ……
戸別収集の検討	検討	→	→
■地域コミュニティの支援			
事務所機能の充実・強化	推進	→	→
集積場所改善の取組の強化	推進	→	→
資源集団回収	推進	→	→
■新たなリサイクル			
新たな生ごみリサイクル	実証実験	→ 拡大検討・本格実施	………▶
希少金属（レアメタル）含有製品の回収の検討	検討	→ 実施	………▶
せん定枝等のリサイクルの検討	検討	→	……… 実施 ……▶
■家庭系ごみの減量・リサイクル			
分別の徹底	推進	→	→
分別収集品目の確実なリサイクル	推進	→	→
ごみ処理費用の適正化	調査・検討・実施	→	→
■資源物の中間処理施設の整備・運営	整備・運営	→	→
■家庭系ごみの適正処理	推進	→	→
■国等への働きかけ	推進	→	→

■市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供

日々の暮らしに密接に関係するごみ出しについて、少子高齢社会の進展など社会構造の変化や多様化している市民ニーズにこたえつつ、持続可能な新たな仕組みの構築に取り組みます。

ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集・狭路収集について、きめ細かな対応を行うとともに、定時収集や戸別収集など新たな取組についても検討・実施します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・少子高齢社会の進展への対応	・ふれあい収集の拡充及び新たなサービス提供の検討 ・粗大ごみ持ち出し収集の拡充
・市民ニーズに対応した収集・回収方法の検討・実施	・狭路収集のエリアの拡大 ・定時収集の検討・実施 ・資源回収ボックスの適正配置の検討・実施 ・事務所のセンターリサイクルにおける資源物回収の実施 ・粗大ごみ携帯端末（モバイル）受付システムの検討 ・戸別収集の検討

■地域コミュニティの支援

社会構造の変化やライフスタイルの多様化などにより、地域のふれあいが薄れてきたといわれる中、ごみ問題は日常生活に密接にかかわる問題であり、地域コミュニティの力が効果的に発揮される分野といえます。

そこで、地域コミュニティの支援の一環として、また、ごみ減量・リサイクルに対する市民の自主的・自発的な取組を促進するため、市民がごみに関して気軽に相談できる総合的な窓口を各事務所に設置します。また、分別の徹底していない集合住宅への分別啓発を実施するとともに、通りがかりの不法投棄防止のため、問題となっている集積場所の移動・分散を地域に働きかけるなど、集積場所問題の解決を支援します。

さらに、市民による自主的なリサイクル活動を促進するとともに、地域コミュニティの活性化に資するよう、行政回収から資源集団回収への切替を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・地域コミュニティの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の相談・啓発窓口としての事務所機能の充実・強化 ・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化 ・集合住宅に対する継続的な分別啓発の実施 ・資源集団回収の未実施地域への働きかけ（資源集団回収による古紙回収率 100%） ・区や事務所の広報紙やホームページを活用した地域の 3 R 活動の広報

■新たなリサイクル

新たな分別・リサイクルの実施に当たっては、費用とのバランスを見ながら、その時点で、環境負荷の低減に最適な手法を選択するよう努めます。

燃やすごみに含まれるバイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するとともに、希少金属（レアメタル）含有製品の効率的な回収・リサイクル手法を検討し、実施します。

また、未分別品目であるせん定枝、廃食用油、プラスチック製品、陶磁器くず等について、費用対効果の観点から、最適な処理主体・処理手法を検討します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・新たな生ごみリサイクル	・バイオガス化実証実験の検証と今後のあり方の検討
・希少金属（レアメタル）含有製品の回収の検討	・効率的な回収・リサイクル手法の検討・実施
・せん定枝のリサイクルの検討	・民間施設を活用したリサイクルの検討
・廃食用油の拠点回収の検討	・拠点回収の実施
・プラスチック製品のリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施
・陶磁器くずのリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施

■家庭系ごみの減量・リサイクル

家庭系ごみの減量・リサイクルの推進に資するよう、既存施策の必要性や有効性などを勘案したうえで、適宜見直しを図ります。分別収集した資源物は、費用対効果の観点から、最も望ましい手法で確実にリサイクルします。

その他の紙やプラスチック製容器包装など、燃やすごみに依然として含まれる資源物については、より一層の分別の徹底を進め、最終処分場の延命化を図ります。

なお、ごみ処理費用の適正負担のあり方について、ごみ処理にかかる費用と本市の財政状況、ごみ量の推移と他都市の動向を注視しながら、市民負担の公平性の確保とリデュースの推進などの観点から、長期的視野に立って家庭ごみの有料化を検討します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別状況の悪い集積場所の集中的な調査・指導 ・分別説明会の開催、ポスターの掲示や各世帯への回覧、集積場所での啓発・指導の強化 ・その他の紙やプラスチック製容器包装に関する分かりやすいチラシの作成・配布
・分別収集品目の確実なリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・最も望ましいリサイクル手法の検討とリサイクルの確実な実施 ・リサイクル事業者に対する履行確認の実施
・各家庭における生ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみコンポスト容器及び電気式生ごみ処理機の購入助成の実施
・環境行動を呼びかける機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設やメールマガジンの配信などリデュースの啓発強化(再) ・生ごみの水切り等に関する情報提供の充実(再) ・リサイクル状況に関する情報提供の実施
・ごみ処理費用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市調査の実施など家庭ごみ有料化の検討 ・粗大ごみ処理手数料の見直しの検討

■資源物の中間処理施設の整備・運営

安定的なリサイクルの推進を図るため、老朽化する缶・びん・ペットボトルの中間処理施設の整備・運営を進めます。

また、施設の改修にあわせ、分別収集方式についても再度検討し、効率的かつ安定した分別・リサイクル体制の確立を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・資源物の中間処理施設の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の中間処理施設の整備と適正な管理運営

■家庭系ごみの適正処理

高齢社会の進展により、在宅医療廃棄物が増加しており、収集業務等に支障をきたしていることから、薬局や病院等の医療機関の協力による自主回収を推進します。

また、本市の施設で適正な処理が困難な消火器やバッテリーなどの排出禁止物について

は、販売店等の協力による店頭回収を推進します。これらの徹底を図るため、市民への情報提供を積極的に行うとともに、適正処理推進の働きかけを関係事業者に行うこととあわせ、法に基づく制度化を国に求めていきます。

さらに、法令ではスプリングマットレスなどを適正処理困難物に指定し、製造業者等にその適正処理の協力を求めることができるとされていますが、十分な対応が図られていない状況にあります。このため、事業者への働きかけを行うとともに、実効性のある制度となるよう、国に働きかけていきます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・事業者回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけと市民への周知 ・排出禁止物の事業者回収について、市民に対する周知の徹底 ・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ

■国等への働きかけ

循環型社会の実現に向け、拡大生産者責任の考え方に基づき、環境にやさしい素材選択や、市民の視点に立った分別しやすい製品設計などを促進するため、事業者による回収・リサイクル制度を確立するよう国に働きかけます。

中でも、プラスチック製品がリサイクルの対象にならない現行の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）の仕組みは分かりづらいことから、分別する市民の視点に立ち、法の抜本的改正を国に働きかけ、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・国等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品のリサイクルの法整備の働きかけ ・容器包装リサイクル制度の市町村と事業者の役割分担の見直し ・希少金属（レアメタル等）含有製品の回収・リサイクルの法制度化の働きかけ ・在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけ(再) ・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ(再) ・前払い方式の導入や品目拡大など関係機関に対する家電リサイクル制度の見直しの働きかけ ・放置自動車の撤去にかかる費用負担軽減の働きかけ

（４）事業系ごみ対策

＜主な施策の行程表＞

	H22	H25	H37
■事業系ごみの減量・リサイクル			
食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進	実態調査 推進		
せん定枝のリサイクルルートへの誘導	推進		
処理手数料見直しの検討	調査・検討・実施		
■事業系ごみの適正処理			
分別指導の徹底	推進		
■環境行動を実践する事業者との連携			
優良事業者表彰	推進	拡大実施	
■リサイクル事業者等の育成	推進		

■事業系ごみの減量・リサイクル

事業者に対して、責任ある社会の一員として、自らの排出するごみの減量・リサイクルを確実に行うよう、様々な方法により働きかけることとし、特に、事業系の燃やすごみに依然として含まれる食品廃棄物、せん定枝などのリデュース・リサイクルを促進します。

また、市役所ごみゼロを引き続き推進し、排出事業者として率先してごみの減量・リサイクルに取り組み、すべての職員が分別・ごみ減量に関する知識を共有して業務を遂行します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・事業系ごみの減量・リサイクルの推進	・食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進 ・食品廃棄物の多量排出事業所の実態調査 ・せん定枝のリサイクルルートへの誘導 ・グリーンコンポスト施設のあり方の検討
・市役所ごみゼロの推進	・共通ルールの周知と 3 R・適正処理の徹底
・処理手数料の見直しの検討	・一般廃棄物処理手数料の見直し検討

■事業系ごみの適正処理

事業所から排出される廃棄物については、産業廃棄物も含めた総合的な適正処理の指導が重要であり、「第 6 次産業廃棄物処理指導計画」との整合を図りつつ、一般廃棄物と産業廃棄物指導の連携による適正処理や減量・リサイクルなどを一体的に進めます。

また、焼却工場での厳格な搬入物検査・指導を継続するとともに、事業所立入調査による適正処理指導、リサイクルに関する情報提供や講習会の開催等の普及啓発を通じた分別の徹底やリサイクルへの誘導を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・事業系ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却工場での搬入物検査による分別指導の徹底 ・事業者を対象とした講習会の実施 ・中小事業所も含めた立入調査等による個別指導の徹底

■環境行動を実践する事業者との連携

事業者のごみ減量・リサイクルに対する自主的な取組を活発化させることとし、事業者の意欲の継続と向上につなげるためにより効果的な支援のあり方を検討します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・優良事業者表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者に加えて、中小事業所や各種団体も視野に入れた表彰制度の検討 ・ホームページなどを活用した事業者の取組の紹介

■リサイクル事業者等の育成

排出事業者に対する相談・指導・啓発を通じて、事業系ごみの民間のリサイクル施設の利用促進を図り、リサイクル事業者等の育成につなげます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・相談・啓発・指導を通じたリサイクル事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者に対する定期的な情報提供 ・多量排出事業者に対する個別的な働きかけ ・排出事業者に対するリサイクル施設に関する情報の発信 ・リサイクル施設への定期的な立入調査と指導

（５）ごみの処理・処分

＜主な施策の行程表＞

………▶ 点線矢印は状況に応じて実施

	H22	H25	H37
■安全で安定した処理・処分			
(処理施設等の整備計画)			
都筑工場の改修	耐震補強 →		長寿命化 →
既存工場の改修			長寿命化 →
既存工場の大規模改修			大規模改修 ……▶
神明台処分地	埋立終了		
南本牧最終処分場 (第2ブロック)	延命化 →		埋立終了
南本牧最終処分場 (第5ブロック)	整備 →		開設
焼却灰の有効利用	推進 →		→
■ごみ処理における環境負荷の低減			
省エネルギー化の推進	推進 →		→
電動収集車の導入	検討 →		……▶ 本格導入 ……▶
■運営の効率化			
資源物収集運搬業務委託	一部実施 →	拡大検討・全区実施	……▶
ごみ発電エネルギーの安定供給等	推進 →		→
■3Rや適正処理の推進に係る各種調査・研究	推進 →		→

■安全で安定した処理・処分

市民から信頼されるごみの処理・処分を行うため、温室効果ガス排出量の削減や環境負荷の低減、コスト削減などに配慮しながら、適切な施設整備、運営を行うことで、安全・安定で効率的な処理体制を構築します。

そこで、老朽化する焼却工場の長寿命化を図るとともに、プラント更新等が必要となる工場については、ごみ量等を考慮したうえで必要な処理能力や埋立量の削減に資する新技術の導入可能性等を勘案しながら検討を進め、将来にわたって安定して効率的な処理体制の構築を目指します。

また、周辺に配慮した環境負荷の少ない埋立処分を行うため、既存処分場の運営に万全を期すとともに、埋立が終了した処分場の適正管理に努めます。あわせて、限りある既存処分場をできるだけ長く有効に使用するため、更なるごみの減量・リサイクルを進めるとともに、残余容量や財政状況等を考慮しつつ、焼却灰の有効利用を検討・実施します。そのうえで、将来にわたって安定した埋立処分体制を確保するため、引き続き、南本牧ふ頭第5ブロックに新規処分場の整備を進めます。

さらに、市民が安心して暮らせるように、災害時に備えたごみ処理体制を確保します。

項目	平成22～25年度に取り組む施策・事業
・安全で安定した焼却処理	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の長寿命化の検討 ・既存工場の大規模改修の必要性の検討

<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定性・効率性を考慮した適切な施設配置のあり方の検討 ・埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策の推進 ・最終処分場周辺の環境調査の実施と結果の公表 ・埋立を終了した処分場の暫定利用の検討及び推進
<ul style="list-style-type: none"> ・南本牧最終処分場（第2ブロック）の延命化 	<ul style="list-style-type: none"> ・南本牧第2ブロックの延命化に向けた取組の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・南本牧最終処分場（第5ブロック）の整備 ・処分場延命化のための焼却灰の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・南本牧第5ブロックの整備 ・金沢工場灰溶融施設での焼却灰溶融スラグ化等の実施 ・民間施設での処理委託による焼却灰リサイクルの実施 ・焼却灰の新たなリサイクル手法の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えたごみ処理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・都筑工場耐震補強工事の実施 ・災害時に備えたごみ処理体制の確保

■ごみ処理における環境負荷の低減

環境負荷の低減に資するため、ごみ発電の効率化や環境対応の収集車両の導入など、ごみ処理のすべての段階において、より一層の温室効果ガス排出量の削減を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発電の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工場運転計画の立案とごみの搬入調整の実施 ・省エネルギー化の推進 ・生ごみの水切り等に関する情報提供の充実(再)
<ul style="list-style-type: none"> ・収集車両の環境対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集作業時の温室効果ガス削減及び騒音低減に資する電動（架装）収集車の試験的導入 ・温室効果ガス排出量が多い収集車の段階的廃止 ・許可業者に対する環境対策車両導入促進補助制度の情報提供

■運営の効率化

廃棄物行政においても、効率的・効果的な事業執行が求められており、適正処理を確保しつつ、効率的な体制を検討・実施していきます。

資源物の収集・運搬業務については、委託拡大に向け、検討・実施します。

焼却工場については、燃やすごみが減少する中で、より効率的なごみ発電を行い、できる限り売電収入の確保に努めるとともに、より効率的な運転管理体制の構築を検討・実施します。プラント更新等に当たっては、ごみ量の推移を見極め、配置や規模、処理方法等を検討し、必要な能力を確保しつつ、ごみの焼却や収集・運搬における効率性の確保、環境負荷の低減などを進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・資源物収集運搬業務委託の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の委託実施 ・缶・びん・ペットボトルの委託の拡大検討・実施

・ごみ発電エネルギーの安定供給と売電収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> 適切な工場運転計画の立案とごみの搬入調整の実施(再) 売電単価の高い時間帯での発電量増加対策の実施 競争入札の活用による売電収入の確保
・工場の運営管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 職員の技術向上による運転操作業務の効率化
・最終処分場の運営管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営管理の検討
・みなとみらい21地区管路収集	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方向性の最終的な判断

■ 3Rや適正処理の推進に係る各種調査・研究

3Rや適正処理の推進のため、環境調査を実施するとともに、市民にごみ・環境問題がより身近に感じられるよう、環境負荷低減効果やコスト削減効果に関する分かりやすい評価指標を導入し、施策・事業の効果測定を行います。

また、新たなリサイクル技術や処理・処分技術に関する調査・研究を継続して実施します。

項目	平成22～25年度に取り組む施策・事業
・工場や最終処分場の適正な維持管理に資する環境調査	<ul style="list-style-type: none"> 各種法令等に基づく適切な環境調査の実施
<ul style="list-style-type: none"> ごみ組成調査 施策・事業の効果測定 	<ul style="list-style-type: none"> 施策効果の把握・検証等に資するごみ組成調査の実施 温室効果ガス削減効果等の推計 環境負荷低減効果やコスト削減効果に関する分かりやすい評価指標の検討
・リサイクル技術、処理・処分技術の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみやせん定枝・草、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理・処分技術の調査・研究と開発

（6）きれいなまちづくり

＜主な施策の行程表＞

	H22	H25	H37
■地域と連携したきれいなまちづくり			
「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・啓発活動の推進	推進	→	→
喫煙禁止地区の検証と今後のあり方の検討	検討	→	→
地域と連携したきれいなまちづくり	推進	→	→

■地域と連携したきれいなまちづくり

市民が自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、地域と一体となって、きれいなまちづくりを推進します。ごみ出しルールの浸透を図るとともに、ポイ捨てや不法投棄防止の取組、集積場所の改善を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・クリーンタウン横浜事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・啓発活動の推進 ・喫煙禁止地区の取組の実施状況及び効果の検証 ・喫煙禁止地区の効果的かつ継続可能な運用方法の構築
・美化推進員活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所と収集事務所の連携による美化対策の推進 ・美化推進員による啓発・指導活動の推進
・地域と連携したきれいなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合った自主的な美化活動の支援 ・不法投棄多発地域の監視強化 ・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化(再)
・各種法制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・前払い方式の導入や品目拡大など関係機関に対する家電リサイクル制度の見直しの働きかけ(再) ・国に対し放置自動車の撤去にかかる費用負担軽減の働きかけ(再)

<し尿等処理基本計画>

＜し尿等処理基本計画＞

1 基本理念

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道に接続できない世帯・事業所等の汲み取り便所及び浄化槽等について、安定的なし尿及び浄化槽等汚泥の処理を行います。

また、災害時に地域防災拠点に設置される仮設便所について、衛生的かつ迅速なし尿収集の実施に必要な体制を整えます。

2 計画目標等

（1）計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までとします。

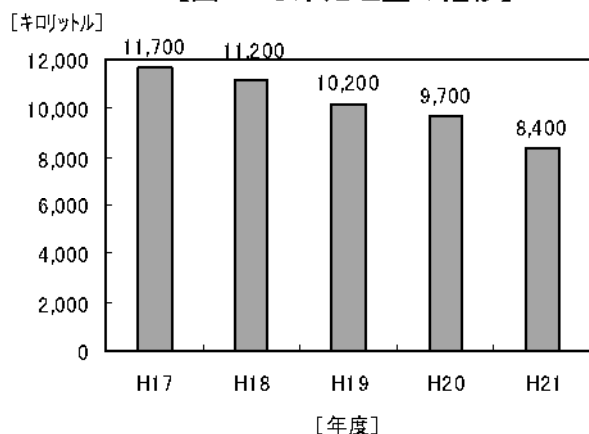
また、本計画は、概ね 5 年を目途として改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

（2）処理量の将来見通し

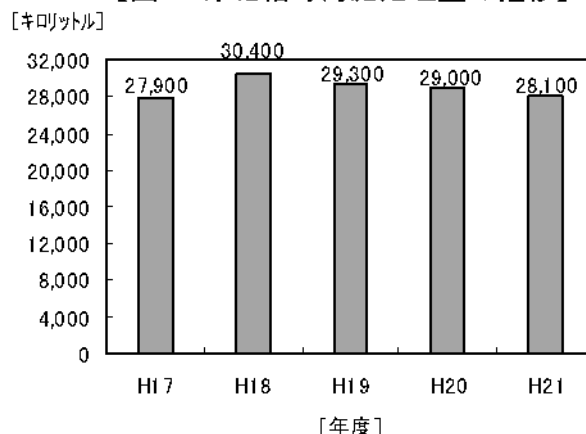
し尿処理量は減少傾向にあります（図1）、常設の汲み取り便所は、下水道認可区域内では減少する一方、認可区域外では現状どおり推移する見込みです。また、工事現場等の仮設便所は、景気動向等により変動すると考えられます。

浄化槽等汚泥処理量も減少傾向にあり（図2）、浄化槽汚泥は、下水道認可区域内では減少、認可区域外では横ばいの見込みです。また、全処理量の 1 割を占める地下排水槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥は当面横ばいで推移すると見込まれますが、将来的にはディスポーザ排水処理システムの普及に伴い増加も予想されます。

【図 1 し尿処理量の推移】



【図 2 浄化槽等汚泥処理量の推移】



（3）処理施設の整備計画

収集運搬されたし尿・浄化槽等汚泥は、磯子検認所で前処理を行ったあと、下水処理施設に圧送しています。磯子検認所の安定的稼働を図るため、必要に応じて延命化、更新を検討していきます。

3 基本計画で取り組む具体的施策

（1）し尿処理

引き続き、概ね月 2 回を前提とした収集を行うことにより、衛生的な処理を図ります。

また、仮設便所については、利用者の申請に応じて迅速に収集を行います。

なお、現在は事業活動に伴う仮設便所について有料で収集していますが、下水道処理区域になって3年以上経過しても下水道に接続されない世帯・事業所等の汲み取り便所については無料で収集しています。このため、下水道処理区域の汲み取り便所について適正な受益者負担のあり方を検討していきます。

（２）浄化槽維持管理

浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう、浄化槽設置者及び浄化槽管理者に対して必要な指導を行うほか、大型浄化槽の水質検査等を実施します。また、浄化槽清掃業許可業者による清掃の実施及び発生汚泥の適正な処理を図ります。

（３）災害時のし尿対策

災害時は、地域防災拠点に設置された多数の仮設便所から衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センターへ運搬する必要があります。このため、し尿処理量は減少傾向にありますが、災害時に適切な対応が行えるよう、必要な体制を整備していきます。

また、地域の防災訓練等に積極的に参加し、災害時のし尿対策について情報提供や普及啓発を行います。